

# 芳賀中部上水道企業団

## 令和5年度 水質検査計画

### 水質検査計画とは

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

### 水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道の原水及び水道水の状況
- 4 検査地点
- 5 水質検査項目及び検査頻度
- 6 水質検査方法
- 7 臨時の水質検査
- 8 放射性物質の水質検査
- 9 水質検査の公表
- 10 水質検査の精度と信頼性保証
- 11 関係者との連携
- 12 その他

芳賀中部上水道企業団では、水道の原水及び水道水の状況を踏まえ、水質検査計画を策定し、これまで行ってきた検査結果の公表と併せ、水道水が安全で良質であることを、さらにご理解いただけるよう公表することにしていきます。



## 1 基本方針

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓（浄水後の水道水であり、以後、区分を「浄水」と省略）に加えて、浄水場の出口（浄水）及び水源（浄水前の水であり、以後、区分を「原水」と省略）とします。
- (2) 検査項目は、水道法および水道法施行規則およびその他省令で検査が義務付けられている水質基準項目等とします。
- (3) 検査の主な内容は、下記のとおりとします。
  - 1) 毎日水質検査
    - ・（浄水）毎日検査を行う給水栓管末については、水道法第 20 条第 1 項および水道法施行規則第 15 条第 1 項第 1 号イに基づき、色及び濁り、異常な臭気並びに残留塩素等の検査は、1 日に 1 回行います。
    - ・（原水・浄水）給水における最も主要である芳志戸浄水場では、pH 値、濁度及び残留塩素等の浄水処理における水質の変化を、水質計器にて 24 時間監視しています。
  - 2) 例月水質検査
    - ・水道法第 20 条第 1 項及び水道法施行規則第 15 条第 1 項に基づき、毎月 1 回検査を行います。
    - ・（浄水）水道法施行規則第 15 条第 1 項第 2 号によると、給水栓での採水の原則ではありますが、確認のため浄水場出口及び県水受水のある配水場出口においても一部省略した検査を行います。
    - ・（浄水）蛇口の水が常に安定して良好であり、水質基準を十分に満足していることから、3 年に 1 回以上の検査頻度を緩和することが可能な検査項目についても、安全であることを確認するため、検査頻度を減らさずに 1 年に 1 回以上行います。
    - ・（原水）水源においても水質の変化を監視するため、水質基準項目のうち、味を除く 39 項目についての水質検査を 1 年に 1 回行います。

## 2 水道事業の概要

芳賀中部上水道企業団は、益子町、芳賀町、市貝町の3町が構成団体となり、昭和45年10月に設立し、昭和47年7月から構成町に水道用水供給事業を行ってきました。平成15年4月、構成3町の水道事業を統合し、水源から給水までの業務を一元化する新たな事業体としてスタートを切りました。

### (1) 芳志戸浄水場系統

芳賀町にある八ツ木第1水源、第2水源及び芳志戸第1水源で取水し、芳志戸浄水場へ送られます。浄水処理された水は、芳志戸配水池へ送られます。それから芳賀町の芳賀工業団地周辺を除く全域、市貝町全域、益子町の北部へ供給されます。

### (2) 西田井浄水場系統

真岡市にある西田井水源で取水し、西田井浄水場へ送られます。浄水処理された水は、益子配水池へ送られ、益子町中央部および南部に供給されます。

### (3) 鬼怒水道事務所芳賀町系統

栃木県企業局鬼怒水道事務所から芳賀町にある西部台地配水場へ送られる水（県水）は、芳賀工業団地周辺へ供給されます。

### (4) 鬼怒水道事務所益子町系統

栃木県企業局鬼怒水道事務所から益子町にある台町配水場へ送られる水（県水）は、益子町の北部および中央の一部へ供給されます。また、大沢ポンプ場へ送られる水は、西明寺配水池を経て益子町東部へ供給されます。

### 区域内給水状況（令和3年度末）

区 分	内 容
給水区域	芳賀町、市貝町、益子町
計画給水人口 ※R1変更認可	45,790 人
行政区域内人口	49,168 人
現在給水人口	45,178 人
現在給水戸数	18,101 戸
普及率（現在給水人口/給水区域内人口）	91.88%
計画一人一日最大給水量	404L
計画一人一日平均給水量	371L
計画一日最大給水量	18,500 m <sup>3</sup>
計画一日平均給水量	16,988 m <sup>3</sup>

### 構成町給水状況（令和3年度末）

区 分	益子町	芳賀町	市貝町	合 計
行政区域内人口（人）	22,092	15,605	11,471	49,168
給水人口（人）	21,202	13,302	10,674	45,178
給水戸数（戸）	8,614	5,161	4,326	18,101
普及率（%）	95.97	85.24	93.05	91.88
年間有収水量（m <sup>3</sup> ）	2,363,420	1,369,634	1,261,621	4,994,675

### 浄水施設概要

浄水場名	芳志戸浄水場	西田井浄水場
所在地	芳賀町芳志戸 2711-5	真岡市西田井 1-9
水源の種類	地下水	地下水
最大処理能力(m <sup>3</sup> /日)	13,000	1,500
浄水処理方法	次亜塩素処理 曝気処理（pH調整）	次亜塩素処理

※：令和元年度変更認可 3-3-1

### 3 水道の原水及び水道水の状況

水道の原水の状況として、原水の汚染要因及び水質管理上注目しなければならない項目を示しました。

#### ・原水の状況

水質管理注目事項	原水の汚染要因	具体例
揮発性有機化合物 (※1)	・工場排水などによる地下水汚染	ベンゼン、四塩化炭素、トリクロロエチレン 他
農薬類	・農薬散布	モリネート、ベンタゾン、MCPA 他
耐塩素性病原微生物	・水源域における人間又は哺乳動物の糞便処理施設などからの土壌汚染 ・降雨や融雪などに伴った農業用地からの流入汚染	クリプトスポリジウム、ジアルジア、サイクロスポーラ

企業団における浄水場では、原水の汚染要因を踏まえて適正な浄水処理を徹底して行っています。また、万一これらの水質管理注目事項の汚染原因が確認された場合、または例月の指標菌検査などで汚染の可能性が発生した場合、すみやかに臨時水質検査を行います。

なお、ダイオキシンについては、厚生労働省の定める水質管理要検討項目であり、水質管理における明確な基準などが定められていないため、例月検査には含まず汚染の可能性が発生した場合のみ臨時検査を行います。

※1 揮発性有機化合物とは、常温常圧で空気中に容易に揮発する有機化学物質の総称で、主に人工合成されたものを指す。英語表記の頭文字をとって **VOC** と略される。比重は水よりも重く、粘性が低くて、難分解性であることが多いため、地層粒子の間に浸透して土壌・地下水を汚染する。



## 4 検査地点

### (1) 水源（原水）

水源の水質は、安全で良質な水道水を供給するための浄水処理に影響を与えるため、すべての水源で検査します。

### (2) 浄水場の出口（浄水）

本来、浄水場の出口での採水及び検査は、給水栓での採水が困難な場合に検査対象となりますが、浄水処理が適正に行われていることを確認するために、浄水場出口にても検査を行います。また、県水受水を行っている西部台地配水場および台町配水場の出口においても安全性確認のため検査を行います。

### (3) 給水栓（浄水）

例月水質検査において、浄水場の系統ごとに1箇所以上の検査地点を確保できるように、町役場やその他公共施設4箇所を設定しました。

#### ・水質検査採水地点1（例月水質検査）

系統	水源（原水）	浄水場出口（浄水）	給水栓（浄水）
芳志戸浄水場	芳志戸第1水源 八ツ木第1水源 八ツ木第2水源	芳志戸浄水場	芳賀町役場 市貝町役場
西田井浄水場	西田井水源	西田井浄水場	本沼パーキング
鬼怒水道事務所-芳賀町	-	西部台地配水場	
鬼怒水道事務所-益子町	<u>※浄水受水のため</u>	台町配水場	益子町北公園

#### (4) 管末地点水質検査

1日に1回行う毎日水質検査は、各配水系統で複数の地点を設定し、計10箇所で行います。より適正に残留塩素の効果を確認するため、標準地点と管末地点で採水を行います。

##### ・水質検査採水地点2（毎日水質検査）

区分	管末地点検査箇所	系統
標準	益子町役場	台町配水場・芳志戸配水池
	芳賀町役場	芳志戸配水池
	市貝町役場	芳志戸配水池
管末	益子第2分団第3部詰所	台町配水場・芳志戸配水池
	益子町北公園	西明寺配水池
	小泉ポンプ場	益子配水池
	芳賀第3分団第3部詰所	芳志戸配水池
	唐桶ポケットパーク	西部台地配水場
	市貝第1分団第2部詰所	伊許山配水池
	芝ざくら公園	大峰配水池

## 5 水質検査項目と検査頻度（P7~19 参照）

### （1）例月水質検査

#### ア 水源（原水）

・厚生労働省健康局水道課長通知【健水発第 1010001 号】「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」に基づき検査を行います。また、独自に行う検査として毎月の給水栓に準じた検査と、年 1 回の農薬検査を行います。（別表 1）

- ① 毎月 1 回、病原微生物であるクリプトスポリジウム原虫の指標菌である大腸菌（定量）、嫌気性芽胞菌の検査を行います。
- ② 毎月 1 回、給水栓省略不可 9 項目のうち、味を除いた 8 項目を行います。加えて、栃木県は畑などが多く、窒素肥料の使用に対する安全確認のため、「亜硝酸態窒素」「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」の検査を行います。さらに、地下水には配水管においての濁り水の原因となる「鉄」「マンガ」が多く含まれていることから、この 2 項目の検査を行います。よってこれを独自 1 2 項目とします。（平成 3 0 年度～）
- ③ 1 年に 1 回、基本 5 1 項目のうち、消毒副生成物および味を除いた基準 3 9 項目の検査を行います。
- ④ 1 年に 1 回、農薬の検査を行います。農薬類の項目は、芳賀郡内において出荷量の多い商品より、主な成分が厚生労働省の提示する農薬 1 1 5 項目に該当する 2 9 項目について検査を行います。なお、栃木県水道水質管理計画（令和 2 年度改正）の監視地点である八ツ木第 2 水源取水井においては年 2 回行うこととします。（令和 2 年度～）  
※令和 4 年度 J A はが野農薬売り上げ数量上位 50 品目より参照
- ⑤ 芳志戸浄水場の水源である芳志戸第 1 水源、八ツ木第 1 水源及び八ツ木第 2 水源において、1 年に 4 回、クリプトスポリジウム・ジアルジアの検査を行います。（平成 3 0 年度～）

## 【別表 1】

### 1. 検査回数（原水）

《表 1-1》

区分	独自に行う項目		③基準 39 項目 (※2)	④農薬 29 項目 (※4)	⑤クリプト・ジアルジア
	①クリプト指標菌	②独自 12 項目 (※1)			
4 月	4	4		1	
5 月	4	4			
6 月	4	4			3
7 月	4	→ (※3)	4		
8 月	4	4		4	
9 月	4	4			3
10 月	4	4			
11 月	4	4			
12 月	4	4			3
1 月	4	4			
2 月	4	4			
3 月	4	4			3
計	48	44	4	5	12

※1：独自 12 項目は、一般細菌、大腸菌（定性）、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物 (TOC)、pH 値、臭気、色度、濁度、鉄、マンガンとする。

※2：本来は「味」の項目があるが、原水の分析のため、県の指導により省略するものとする。

※3：7 月の独自 12 項目の【→】は基準 39 項目に含まれていることを示す。

※4：栃木県水道水質管理計画（令和 2 年度改正）に基づき、八ツ木第 2 水源においては、農薬散布前（4 月）及び農薬散布時期（8 月）に行う。

2. 水質検査項目

①クリプトスポリジウム原虫指標菌

《表1-2》

項目 No.	検査項目	指針値	定量下限値 (/100mL)	検査頻度 (回/年)
1	嫌気性芽胞菌	—	0 CFU	12
2	大腸菌 (定量)	—	0 MPN	

②独自12項目

《表1-3》

項目 No.	検査項目	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	検査頻度 (回/年)
1	一般細菌	100 個/mL 以下	—	12
2	大腸菌 (定性)	不検出	—	
3	亜硝酸態窒素	0.04	0.004	
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.1	
5	塩化物イオン	200	1	
6	鉄及びその化合物	0.3	0.03	
7	マンガン及びその化合物	0.05	0.005	
8	有機物 (全有機炭素 TOC の量)	3	0.3	
9	pH 値	5.8-8.6	—	
10	臭気	異常でない	—	
11	色度	5 度	0.5 度	
12	濁度	2 度	0.1 度	

※ 7月は基準39項目実施するためこの独自12項目が含まれる

## ③基準39項目

《表1-4》

項目 No.	検 査 項 目	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	検査頻度 (回/年)
1	一般細菌	100 個/mL 以下	—	1
2	大腸菌	不検出	—	
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003	
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005	
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001	
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001	
8	六価クロム及びその化合物	0.02	0.005	
9	亜硝酸態窒素	0.04	0.004	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.1	
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.08	
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.1	
14	四塩化炭素	0.002	0.0002	
15	1,4-ジオキサン	0.05	0.005	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	
17	ジクロロメタン	0.02	0.002	
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.001	
19	トリクロロエチレン	0.01	0.001	
20	ベンゼン	0.01	0.001	
21	亜鉛及びその化合物	1.0	0.1	
22	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.02	
23	鉄及びその化合物	0.3	0.03	
24	銅及びその化合物	1.0	0.1	
25	ナトリウム及びその化合物	200	1	
26	マンガン及びその化合物	0.05	0.005	
27	塩化物イオン	200	1	
28	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300	1	
29	蒸発残留物	500	1	
30	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02	
31	ジェオスミン	0.00001	0.000001	

項目 No.	検 査 項 目	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	検査頻度 (回/年)
32	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001	1
33	非イオン界面活性剤	0.02	0.005	
34	フェノール類	0.005	0.0005	
35	有機物 (全有機炭素 TOC の量)	3	0.3	
36	pH 値	5.8-8.6	—	
37	臭気	異常でない	—	
38	色度	5 度	0.5 度	
39	濁度	2 度	0.1 度	

## ④農薬類 29項目：水質管理目標設定項目（農薬類）※1

《表 1-5》

項目 No.	水質管理目標設定項目	目標値 (mg/L)	用途	検査頻度 (回/年)
1	2,4-D (2,4-PA)	0.02	除草剤	1 (※2)
2	MCPA	0.005	除草剤	
3	イソプロチオラン	0.3	殺虫剤	
4	イミノクタジン	0.006	殺虫剤	
5	エトフェンプロックス	0.08	殺虫剤	
6	オキサジクロメホン	0.02	除草剤	
7	オキシ銅 (有機銅)	0.03	殺菌剤	
8	キャプタン	0.3	殺菌剤	
9	グルホシネート	0.02	除草剤	
10	ジクワット	0.01	除草剤	
11	シハロホップブチル	0.006	除草剤	
12	ジメタメトリン	0.02	除草剤	
13	シメトリン	0.03	除草剤	
14	ダイムロン	0.8	除草剤	
15	チウラム	0.02	殺虫剤	
16	チオファネートメチル	0.3	殺菌剤	
17	テフリルトリオン	0.002	除草剤	
18	トリシクラゾール	0.1	殺菌剤	
19	パラコート	0.005	除草剤	
20	ピラクロニル	0.01	除草剤	
21	フェリムゾン	0.05	殺虫剤	
22	フサライド	0.1	殺菌剤	
23	プレチラクロール	0.05	除草剤	
24	プロベナゾール	0.03	殺虫剤	
25	ベンゾビシクロン	0.09	除草剤	
26	ペンディメタリン	0.3	除草剤	
27	ベンフラカルブ	0.02	殺虫剤	
28	メフェナセット	0.02	除草剤	
29	モリネート	0.005	除草剤	

※1 農薬類の項目は、芳賀郡内において出荷量の多い商品（令和4年度JAはが野農薬売り上げ数量上位50品目）より、主な成分が厚生労働省の提示する農薬115項目のうち該当する29項目について原水の検査を行う。これらは、稲の移植後に使われる農薬、

幅広い作物に使われる農薬であること、また、農薬空中散布が7月頃に実施されることから、検査は8月に実施するものとする。

※2 栃木県水道水質管理計画（令和2年度改正）に基づき、八ツ木第2水源においては、農薬散布前（4月）及び農薬散布時期（8月）の年2回行う。

⑤クリプトスポリジウム等検査項目

項目 No.	検査項目	基準値	定量下限値 (/100mL)	検査頻度 (回/ 年)
1	クリプトスポリジウム	不検出	—	4
2	ジアルジア	不検出	—	4

## イ 浄水場出口（浄水）

- ・水質状態確認のため、水道法施行規則第15条第3項を準用し、検査を行います。同法によると、水質検査項目（2）中の3ヶ月毎の検査のうち、過去3年間の記録が、基準値の1/5以下である場合は、1年に1回に緩和できる項目があるため、それらの一部を1年に1回に省略し行います。（別表2）

- ① 毎月1回、省略不可9項目の検査を行います。（別表2）
- ② 3ヶ月に1回、省略不可21項目に加えて、平成15年以降の法改正により追加となった項目、ホウ素及びその化合物、1,4 ジオキサン、塩素酸、アルミニウム及びその化合物、非イオン界面活性剤、亜硝酸態窒素の検査を行います。これらすべてを含め省略不可27項目とします。
- ③ 1年に1回、基本51項目すべての検査を行います。
- ④ 1年に2回、芳志戸浄水場及び西田井浄水場において、水質管理目標設定項目の検査を行います。栃木県保健福祉部からの依頼で平成23年度より検査回数を増やしています。
- ⑤ 芳志戸浄水場及び西田井浄水場において、水道水の安全性を確認するため、厚生労働省が示す指標、モニタリング方針等に基づき、定期的な水道水中の放射性物質検査を実施します。なお、平成29年度以降については、平成24年3月5日付け健水発0305第2号「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」（厚生労働省通知）に基づき、3ヶ月連続して放射性物質が不検出（東日本大震災以降、不検出が続いている）であるため、3ヶ月に1回の検査頻度とします。

ウ 給水栓（浄水）

- ・水道法施行規則第15条第3項に基づき検査を行います。同法によると、水質検査項目（2）中の3ヶ月毎の検査のうち、過去3年間の記録が、基準値の1/5以下である場合は1年に1回、1/10以下である場合には3年に1回まで検査頻度を緩和できる項目がありますが、水質が安定し良好であることを確認するため、検査頻度を減らさずに行います。（別表2）

① 毎月1回、省略不可9項目の検査を行います。

② 3ヶ月に1回、基本51項目すべての検査を行います。

## 【別表 2】

### 1. 検査回数（浄水）

《表 2-1》

区分	基 準 項 目			水質管理目標 設定項目 (農薬除く) ※3	放射性物質 検査
	省略不可 9 項目	省略不可 27 項目※2	基準 51 項目 ※1		
適用箇 所	浄水場出口① 給水栓①	浄水場出口②	浄水場出口③ 給水栓②	浄水場出口④	浄水場出口⑤
4 月	8			2	
5 月	→	4	4		
6 月	8				2
7 月	8				
8 月	→	→	8		
9 月	8				2
10 月	8			2	
11 月	→	4	4		
12 月	8				2
1 月	8				
2 月	→	4	4		
3 月	8				2
計	<b>64</b>	<b>12</b>	<b>20</b>	<b>4</b>	<b>8</b>

※1：基準 51 項目は、芳賀町役場、市貝町役場、益子町北公園、本沼パーキングについて年 4 回実施する。芳志戸浄水場、西田井浄水場、西部台地配水場、台町配水場について、年 1 回実施する。

※2：基準 27 項目は、芳志戸浄水場、西田井浄水場、西部台地配水場、台町配水場について、年 3 回実施する。

※3：水質管理目標設定項目（農薬除く）は、芳志戸浄水場、西田井浄水場について年 2 回実施する。

※4：放射性物質検査は、芳志戸浄水場、西田井浄水場について年 4 回実施する。

2. 水質検査項目 (2)

・省略不可9項目 (浄水場出口①、給水栓①)

《表2-2》

項目 No.	検査項目	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	検査頻度 (回/年)
1	一般細菌	100個/mL以下	—	8
2	大腸菌	不検出	—	
3	塩化物イオン	200	1	
4	有機物 (全有機炭素 TOC の量)	3	0.3	
5	pH 値	5.8-8.6	—	
6	味	異常でない	—	
7	臭気	異常でない	—	
8	色度	5度	0.5度	
9	濁度	2度	0.1度	

※ 5月、11月、2月は省略不可27項目または基準51項目実施に含まれる

※ 8月は、基準51項目実施に含まれる

・省略不可27項目 (浄水場出口②)

《表2-3》

項目 No.	検査項目	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	検査頻度 (基本回数) (回/年)
1	一般細菌	100個/mL以下	—	3
2	大腸菌	不検出	—	
3	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001	
4	亜硝酸態窒素	0.04	0.004	
5	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.1	
6	ホウ素及びその化合物	1.0	0.1	
7	1,4-ジオキサン	0.05	0.005	
8	塩素酸	0.6	0.06	
9	クロロ酢酸	0.02	0.002	
10	クロロホルム	0.06	0.006	
11	ジクロロ酢酸	0.03	0.003	

項目 No.	検 査 項 目	基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	検査頻度 (基本回数) (回/年)
12	ジブロモクロロメタン	0.1	0.01	3
13	臭素酸	0.01	0.001	
14	総トリハロメタン	0.1	0.01	
15	トリクロロ酢酸	0.03	0.003	
16	ブロモジクロロメタン	0.03	0.003	
17	ブロムホルム	0.09	0.009	
18	ホルムアルデヒド	0.08	0.008	
19	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.02	
20	塩化物イオン	200	1	
21	非イオン界面活性剤	0.02	0.005	
22	有機物 (全有機炭素 TOC の量)	3	0.3	
23	pH 値	5.8-8.6	—	
24	味	異常でない	—	
25	臭気	異常でない	—	
26	色度	5 度	0.5 度	
27	濁度	2 度	0.1 度	

※ 8月は、基準5 1項目実施に含まれる

※ No.14 総トリハロメタンは、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、それぞれの濃度の総和です。

・基準5 1項目（浄水場出口③、給水栓②）

《表2-4》

項目 No.	検 査 項 目	基準値 (mg/L)	定 量 下限値 (mg/L)	検査頻度 (基本回数) (回/年)
1	一般細菌	100 個/mL 以下	—	4
2	大腸菌	不検出	—	
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003	
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005	
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001	
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001	
8	六価クロム化合物	0.02	0.005	
9	亜硝酸態窒素	0.04	0.004	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.1	
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.08	
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.1	
14	四塩化炭素	0.002	0.0002	
15	1,4-ジオキサン	0.05	0.005	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	
17	ジクロロメタン	0.02	0.002	
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	
19	トリクロロエチレン	0.01	0.001	
20	ベンゼン	0.01	0.001	
21	塩素酸	0.6	0.06	
22	クロロ酢酸	0.02	0.002	
23	クロロホルム	0.06	0.001	
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.003	
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.001	
26	臭素酸	0.01	0.001	
27	総トリハロメタン	0.1	0.001	
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.003	
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.001	
30	ブロモホルム	0.09	0.001	

項目 No.	検 査 項 目	基準値 (mg/L)	定 量 下限値 (mg/L)	検査頻度 (基本回数) (回/年)
31	ホルムアルデヒド	0.08	0.008	4
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.02	
34	鉄及びその化合物	0.3	0.03	
35	銅及びその化合物	1.0	0.1	
36	ナトリウム及びその化合物	200	1	
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.005	
38	塩化物イオン	200	1	
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300	1	
40	蒸発残留物	500	1	
41	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02	
42	ジェオスミン	0.00001	0.000001	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001	
44	非イオン界面活性剤	0.02	0.005	
45	フェノール類	0.005	0.0005	
46	有機物 (全有機炭素 TOC の量)	3	0.3	
47	pH 値	5.8-8.6	—	
48	味	異常でない	—	
49	臭気	異常でない	—	
50	色度	5 度	0.5 度	
51	濁度	2 度	0.1 度	

※ No. 42 ジェオスミンの正式名

: (4S, 4aS, 8aR) -オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a (2H) -オール

※ No. 43 2-メチルイソボルネオールの正式名

: 1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

・水質管理目標設定項目（農薬除く）27項目（浄水場出口④）※1 ≪表2-5≫

項目 No.	水質管理目標設定項目	目標値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	検査頻度 (回/年)
1	アンチモン及びその化合物	0.02	0.0015	2
2	ウラン及びその化合物	0.002	0.0002	
3	ニッケル及びその化合物	0.02	0.001	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	
8	トルエン	0.4	0.02	
9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.08	0.008	
10	亜塩素酸	0.6	0.06	
12	二酸化塩素	0.6	0.06	
13	ジクロロアセトニトリル	0.01	0.001	
14	抱水クロラール	0.02	0.002	
15	農薬類 ※2	1以下		
16	残留塩素	1	0.1	
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10以上100以下	1	
18	マンガン及びその化合物	0.01	0.001	
19	遊離炭酸	20	1	
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	0.03	
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02	0.002	
22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3	0.3	
23	臭気強度 (TON)	3	1	
24	蒸発残留物	30以上200以下	1	
25	濁度	1	0.1	
26	pH 値	7.5程度	—	
27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1程度以上 極力0に近づける	—	
28	従属栄養細菌	2,000個/mL以下	—	
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.002	
30	アルミニウム及びその化合物	0.1	0.01	
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオク タン酸 (PFOA)	0.00005	0.000005	

※1：項目No.4、6、7、11は欠番。なお、「No.4 亜硝酸態窒素」は水質基準項目に移行。

※2：No.15 農薬における目標値は、地域の状況を適切に考慮して設定した測定対象農薬について総農薬方式により検出指針値が1を超えないように定められている。なお、目標値の数値は、検出値と目標値の比の和として1以下とする。

放射性物質検査項目（浄水場出口⑤）

《表2-2》

項目 No.	検査項目	基準値 (Bq/kg)	検出限界濃度 (Bq/kg) ※1	検査頻度 (回/年)
1	放射性ヨウ素 (I-131)	—	—	8
2	放射性セシウム (Cs-134)	—	—	
3	放射性セシウム (Cs-136)	—	—	
4	放射性セシウム (Cs-137)	—	—	
5	放射性セシウム (Cs) 合計	10	—	

※1 採水日時によって変化する

## (2) 毎日水質検査

- ・水道法施行規則第15条第1項に基づき、給水栓10ヶ所において1日1回検査を行います。同規則により、色及び濁り並びに消毒の残留効果について検査を行います。

・水質検査回数及び項目

《表—3》

項目 No.	1日1回行う検査項目	評価	検査計画頻度 (回/年)
			給水栓10ヶ所
1	色	異常なし	366
2	濁り	異常なし	
3	異常な臭味	異常なし	
4	pH 値	5.8-8.6	
5	消毒残留効果 (残留塩素)	0.1 mg/L 以上 1.0mg/L 以下	

## 6 水質検査方法

水質検査は芳賀中部上水道企業団、または厚生労働省に登録する水質検査機関で行い、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は国が定めた水道水の検査方法（水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法）によって行います。なお、その他項目の検査方法は、上水試験方法（日本水道協会）等によって行います。

## 7 臨時の水質検査

水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、蛇口の水で水質基準を超えるおそれがある場合には、直ちに取水を停止して、必要に応じて水源、浄水場及び蛇口などから採水し、臨時の水質検査を行います。検査項目については、状況に応じて決定します。

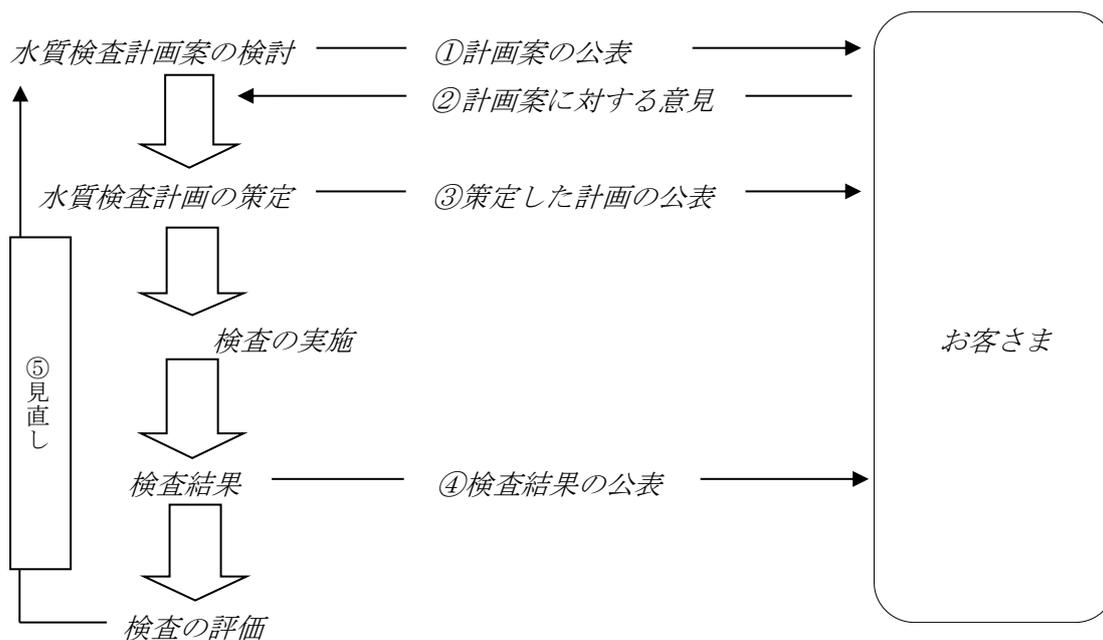
- (1) 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき。
- (2) 臭味等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき。
- (3) 水源に異常があったとき。
- (4) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (5) 浄水過程に異常があったとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

※臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、蛇口の安全性が確認されるまで行います。

## 8 水質検査の公表

公表した水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は、ホームページで速やかに公表するとともに、1年に1回以上広報紙に掲載いたします。また、水質検査計画は毎年作成します。

### 水質検査計画策定の 概念図



## 10 水質検査の精度と信頼性保証

検査項目は、多種多様にわたり、その測定も極微量レベルです。当企業団では、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、正確かつ精度の高い厚生労働省登録の検査機関に委託しています。

### (1) 水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の1/10の定量下限が得られ、基準値及び目標値の1/10付近の測定において、変動係数(CV)が金属類では10%以下、また、有機物では、20%以下の水質検査を行います。

### (2) 信頼性保証

委託する厚生労働省登録の検査機関では、測定のばらつきをなくすため、分析機器ごとに測定手順書を整えて精度の測定を行い、水質検査の信頼性を確保しています。さらに、毎年、国及び県で行う精度管理の評価試験を受け、信頼性の保証に努めています。

### (3) 提出

企業団では、年度当初、例月水質検査を行う登録検査機関に対し、前年度の内部精度管理および外部精度管理の結果の提出を義務づけております。その際、外部精度管理における精度管理調査において、最も信頼度の高い厚生労働省が行う調査を提出することを検査機関に義務付けます。

## 11 関係者との連携

水道水が原因で水質事故が発生した場合には、県保健福祉部生活衛生課と連携し、水質検査等を行います。

## 1 2 その他

### (1) 関係法令および通知

- ・水道法
- ・水道法施行規則
- ・水質基準に関する省令
- ・【健水発第 0330001 号】検査法等改正通知
- ・【健水発第 0330003 号】水道法施行規則の一部改正について
- ・【健水発第 0330004 号】水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正について
- ・【健水発第 0330005 号】水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について
- ・【健水発第 0330006 号】水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について
- ・【健水発第 0330007 号】飲料水におけるクリプトスポリジウム等の検査結果のクロスチェック実施要領について
- ・【健水発第 1010001 号】水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について
- ・【健水発第 0306002 号】水質基準に関する省令の一部改正等における留意事項について
- ・【厚労告示第 261 号】水質検査方法について
- ・【健発第 1010004 号】水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について
- ・【健発第 1115003 号】水質基準に関する省令の一部改正等について（施行通知）
- ・【健発第 0217 第 1 号】水質基準に関する省令の一部改正等について（施行通知）
- ・【健水発第 0217 第 1 号】水質基準に関する省令の一部改正等における留意事項について
- ・【健発第 0128 第 3 号】水質検査に関する省令の一部改正等について（施行通知）
- ・【健水発第 0128 第 3 号】水質基準に関する省令の一部改正等における留意事項について
- ・【建水発第 0328 第 4 号】農薬類の分類の見直しについて
- ・【健水発第 0331 第 31 号】水質基準に関する省令の一部改正等について
- ・【健水発第 0325 第 19 号】水質基準に関する省令の一部改正等について（施行通知）
- ・【生食発第 0330 第 2 号】水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部改正等について（施行通知）
- ・【生食発第 0328 第 2 号】水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正等における留意事項について
- ・【健水発 0305 第 2 号】水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について（通知）

(2) 前年度からの主な変更点（令和5年度より実施）

- ・ 企業団水質管理目標設定項目（農薬類）の変更
  - a) ブタクロール、ベノミル、ベンタゾンの合計3項目を削除
  - b) オキシシン銅（有機銅）、テフリルトリオン、トリシクラゾールの合計3項目を追加